

宗像市協働のまちづくり推進本部について

1. 目的

庁内が一体となり、より組織的に協働を推進していくため、宗像市協働のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2. 所掌事務

推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 施策等における協働の推進

たとえば、まちづくり市民会議において、里山保全を進めるに当たって、市民のちからをもっと活用すべきという意見が出たとき、担当課に人材育成のための事業を検討するよう指示を行う。

(2) 協働に関する総合調整

たとえば、市民サービス協働化提案制度をより推進していく上での職員体制、予算措置のあり方等について全庁的な調整を行う。

(3) その他協働の推進に関して必要な事項

3. 構成員

推進本部の構成員は、庁議メンバーとする。

4. 幹事会

より実務的に課題の整理、改善策の検討を行うため、推進本部に幹事会を置く。なお、幹事会のメンバーは、市民協働部長、主管課長、人事課長及び財政課長とする。

5. 第三者機関の設置

外部の立場から、協働のまちづくりを進める方策等の検討を行うため、次の審議会を置く。また、これらの審議会同士は連携しながら検討を行う。

(1) 市民参画等推進審議会

市民活動団体を中心にした協働の推進を検討するとともに、様々な主体の連携や、協働に関する制度（人まち補助金、市民サービス協働化提案制度など）の改善策、その他協働全般に関する検討を行う。

(2) コミュニティ施策検証審議会

これまでのコミュニティに関する取り組みについて検証を行うとともに、コミュニティ全般に関する検討を行う。

6. 中間支援組織との連携

これからの行政運営、特に協働の推進に当たっては、市職員のみで行うことは限界があり、市民活動団体やコミュニティ運営協議会との連携が欠かせない。これを効果的に行うには、中間支援組織（市・市民活動団体・コミュニティ運営協議会等をつなぐ活動を行っている組織）と連携しながら行うことが重要である。そのため、実施等に当たっては、中間支援組織「むなかた市民フォーラム」と連携しながら行うものとする。

7. 全市的な協働の推進体制

本市は、経験豊かで、専門的知識を有する人材や団体が多くあり、これらをつなぐことで、より相乗効果を生むことができる。上記の推進本部を中心とした行政と中間支援組織には、様々な人的資源をまちづくりに生かしていくため、特にコーディネート機能が求められている。

このようなことから、行政、中間支援組織、第三者機関、市民が、それぞれの役割を果たしながら、より一層連携して、協働の推進を図っていく。

8. 今年度の検討課題

宗像市市民参画等推進審議会が提言した「市民参画・協働のさらなる推進に向けて」の中で、協働に関する職員の意識啓発が必要であるとされ、「協働の推進に向け、協働の意義を全ての職員が理解するように、適切な協働に関する職員研修を実施すること。」という意見が出された。

このように、さらなる協働の推進に当たっては、職員一人ひとりの協働に関する理解が不可欠である。

そのため、今年度は次の2点を重点的に実施する。

(1) 職員研修の実施

8月に係長を中心に職員研修を実施する。職員研修の内容は、講義とワークショップにより、協働について理解を深め、市民活動団体等との関わりをもつものとする。なお、ワークショップは、市・市民活動団体・コミュニティ運営協議会等をつなぐ活動をする中間支援組織「むなかた市民フォーラム」がファシリテーターとしてコーディネートを行う。

(2) 職員意識調査の実施

職員一人ひとりの協働に関する意識を把握するため、「むなかた市民フォーラム」が実施する職員アンケートと連携しながら、職員意識調査を行う。さらに、調査を踏まえ、「むなかた市民フォーラム」と連携して、改善策等の検討と意見交換会等を実施する。

協働のまちづくり推進本部イメージ図

行政

市民

協働のまちづくり推進本部

- メンバー
庁議メンバー
- 役割
(1)施策等における協働の推進
(2)協働に関する総合調整
(3)その他協働の推進に関して必要な事項

幹事会

- メンバー
(1)市民協働部長
(2)主管課長
(3)人事課長
(4)財政課長
- 役割
実務的な課題の整理、改善策の検討

事務局 市民活動交流室、コミュニティ課

中間支援組織
(むなかた市民フォーラム)

市民活動団体

連携

コミュニティ運営協議会

第三者機関

市民参画等推進審議会

事務局 市民活動交流室

- (1)市民活動団体を中心にした協働の推進に関する検討
- (2)市民活動団体とコミュニティ運営協議会との連携など、多様な主体による協働の推進に関する検討
- (3)協働全般に関する検討

連携

コミュニティ施策検証審議会

事務局 コミュニティ課

- (1)コミュニティ施策の検証に関する検討
- (2)コミュニティ全般に関する検討

さらなる協働の推進

宗像市協働のまちづくり推進本部設置要領

(設置)

第1条 協働のまちづくりを推進するため、宗像市協働のまちづくり推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施策等における協働の推進に関すること。
- (2) 協働に関する総合調整に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりを進めるに当たり必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、宗像市庁議等に関する規程(平成15年宗像市訓令第1号)第2条第1項各号に規定する者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 推進本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 推進本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、宗像市協働のまちづくり推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、協働の推進における実務的な課題の整理、改善策の検討等を行う。
- 3 幹事会は、市民協働部長、宗像市庁議等に関する規程第16条第1項に規定する主管課長会議の構成員、人事課長及び財政課長で組織する。
- 4 幹事会に、幹事長を置き、市民協働部長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が会議の議長となる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民協働部市民活動交流室及びコミュニティ課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

市民参画・協働のさらなる推進に向けて（提言）

宗像市では、「市民がまちづくりに主体的にかかわり、行政や他の市民と力を合わせながら、担い手となって取り組む」という理念のもとに策定した「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」が、平成18年より施行されています。「市民参画」、「協働」、「コミュニティ活動の推進」を3つの柱とし、その基本理念のもとに暮らしやすい活力のあるまちづくりを目指して、市民と行政が一緒になって活動や施策に取り組んでいます。

本審議会で、これまでの進捗状況を検討した結果、少しずつではありますが、着実に進んでいると評価できる一方で、課題も見えてきました。

「市民参画」では、市民意見提出手続（パブリック・コメント）の手続きを採ることや審議会等の公募市民委員は大体定着してきましたが、なお本来の機能を十分に発揮できているとはいえず、改善の必要があります。

「協働」では、市民サービス協働化提案制度など、「公共サービスは行政だけが担うものではなく、市民と行政が協力して、それぞれのよさを活かし、適切な役割分担により、市民も公共サービスを担っていく」という“新しい公共”に基づき実施されています。これまでの3年間の実績として一定の評価はできますが、運用面等で見直すべき課題も見えてきました。

本審議会では、このような課題をどのようにすれば改善することができるか、検討し、協議を行い、下記のように提言としてまとめました。

関係機関におかれましては、提言の趣旨を踏まえ、改善策等の検討を行い、速やかに実行してください。

宗像市市民参画等推進審議会

記

1. 市民意見提出手続（パブリック・コメント）について

(1) 計画や条例案について、市民が公共施設での閲覧だけで、分量が多い資料を読み、意見を提出するのは難しい。公共施設に置いてある計画や条例案と同じ、貸出用資料を別途用意して、市民が自宅でじっくりと計画や条例案を読み、意見を提出しやすいようにすること。

(2) 市民アンケートの結果を見ても、市広報紙が市民に一番読まれている市政の情報通信媒体であるので、広報紙でのパブリックコメントの掲載については、もっと工夫すべきである。具体的には、次のような事項について、検討を行うこと。

① 計画や条例案のポイントとなる点などを2、3つ明示して、市民が関心をもつよ

うにすること。

②パブリックコメントにより、計画や条例案を変更した点など、結果の報告を適切にすること。

③意見提出の際に意見提出者の氏名等を書くようになっているが、これは市民も責任をもって意見を提出してもらうため、提出意見の公表は行うが、氏名等の公表はしていない。意見提出をすると、個人名が公表されるのではないかという、誤解を招かないようにするためにも、「氏名等は公表しません」ということを書くこと。

(3) 計画や条例案は、資料等を含め、分量が多いので、全体を理解することは非常に困難である。概要版、ダイジェスト版などのポイントを押さえた要点集を作り、市民が理解しやすいようにすること。

(4) 計画や条例案について、もっと市民に対して説明を行うようにするため、必要に応じて、担当部署による説明会等を開催すべきである。

(5) 1年度間に予定されているパブリックコメントの計画や条例案について、年度当初に広報紙等に明示し、市民があらかじめ計画的に資料等の収集ができるようにすること。

2. 附属機関（審議会等）の議論の活性化について

(1) 附属機関（審議会等）の審議内容等に応じて、市民公募委員が附属機関（審議会等）で他の委員と十分な議論ができるように、事前の学習会を開催すること。

(2) より多くの市民が市政に参画できるように、附属機関（審議会等）の役割・流れ等についてまとめた委員向けのマニュアルを作成し、活用すること。

(3) より多くの職員が市民参画について理解し、様々な議論の手法等を検討できるように、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例に規定された附属機関（審議会等）のあり方、これまでの参考事例をまとめた職員向けのマニュアルを作成し、活用すること。

(4) 会議の進め方について

①会議をより深め、効率的に進めるため、会議資料を事前に配布し、あらかじめ審議内容等について理解できるようにしておくこと。

②議論が活発に行われるようにするため、附属機関（審議会等）の審議内容等に応じて、ワークショップ等の手法を用いること。

3. 協働の推進に向けた取組みについて

協働の推進に向けて、下記の事項について特に取り組むこと。

(1) 人的サポートの充実

①市民活動交流室におけるコーディネート機能をさらに充実させるとともに、その

情報発信を行うこと。

- ②市民活動団体の活動と関連する担当課が積極的に連携し、相乗効果をまちづくりに活かすようにすること。
- ③アドバイザーの設置や相談会の開催など、人的支援の情報のシステム化を行うこと。

(2) 情報提供の充実

- ①講演会、研修、交流会等について、データベースを作成し、インターネット等で情報の共有を図ること。
- ②積極的に広報紙等で活動の内容を掲載し、より多くの市民に協働の意義・活動のPR等を行うこと。
- ③市民活動交流まつり等で活動報告を行うなど、活動の成果を市民同士の交流によって共有できる場を設けること。
- ④コミュニティ・センター等において、より多くの市民が市民活動情報を得られるようにすること。

(3) ネットワークの充実

- ①研修会や交流会などを開催し、市民や市民活動団体がネットワークを図ることができる場を設けること。
- ②コミュニティ運営協議会へ積極的に市民活動や市民活動団体に関する情報を提供すること。

(4) 協働に関する職員の意識啓発

協働の推進に向け、協働の意義を全ての職員が理解するように、適切な協働に関する職員研修を実施すること。

4. 市民サービス協働化提案制度について

市民サービス協働化提案制度の審査等について、別紙「宗像市市民サービス協働化提案制度の見直しの方向性について」のとおり、本審議会の意見をまとめたので、この趣旨を踏まえ、平成22年度の市民サービス協働化提案制度の制度設計を行うこと。

別紙

宗像市市民サービス協働化提案制度の見直しの方向性について

1. 検討の目的

- 宗像市市民サービス協働化提案制度（以下、「本制度」）の募集開始から3年を経たことを契機に、審査等に係る課題等を踏まえ、本制度の見直しの方向性を検討する。

2. 検討の対象

- 平成21年度第4回宗像市市民参画等推進審議会での議論を踏まえ、特に以下の4点について見直しの検討の対象とする。
 - ① 審査基準
 - ② 審査基準ごとの審査に係る視点（審査委員が記入するシートの記載内容）
 - ③ 提案団体の提出様式と、審査基準の明確な整合性の確保
 - ④ 審査委員会における審査の手順

3. 検討に際しての視点

- 本制度の趣旨に照らし、見直しの検討においては以下の視点に基づいた。
 - ◇ 提案団体にとって、よりわかりやすい制度・審査となること。
 - ◇ 審査委員会での審査において、基準等をより明確なものとすることにより、審査委員が共通の認識をより一層持って審査にあたりやすくすること。なお、この点は、審査委員会としての説明責任の向上及び透明性の確保にもつながる。

4. 検討結果

① 審査基準

- 審査基準は、「宗像市市民サービス協働化提案制度に関する要綱」の第5条に規定されている。また、「提案できる市民サービス」を規定した第4条に規定されている同条第2項の「提案できない市民サービス」も関連しており、一体的に変更を行う必要がある。

そこで、審査基準を表1の改正案のとおり変更する。なお、これに伴う要綱の改正については、表1の改正案の趣旨を踏まえ、別途、要綱全体について見直しを行った上で、平成22年度の制度実施前までに事務局が案を作成する。

表1 審査基準の改正案（現行との対照表）

■提案できない市民サービス（第4条第2項関係）

現行	改正案
(1) 法令等により職員が直接実施しなければならないもの (2) 公権力の行使に関するもの (3) 市の政策立案等に関するもの	(1) 法令等により職員が直接実施しなければならないもの (2) 公権力の行使に関するもの (3) 市の政策立案等に関するもの (4) 公益性が担保されなくなるもの

■提案する市民サービスが満たすべき基準（第5条関係）

現行	改正案
(1) 公益性が担保されていること。 (2) 市長と民間団体等の役割分担が適切であること。 (3) 市民サービスの質等の向上が図られること。 (4) 当該民間団体等において市民サービスを実施する体制等が整備されていること。 (5) 市民参画条例に規定する市民参画、協働又はコミュニティ活動の推進が図られること。 (6) 当該民間団体等が実施することで、より効果的及び効率的な行政運営が推進できること。	(1) 市長と民間団体等の役割分担が適切であること。 (2) 現状より市民サービスの質等の向上が図られること。 (3) 当該民間団体等において市民サービスを実施する体制等が整備されていること。 (4) 市民公益活動団体、コミュニティ運営協議会又は民間事業者の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働若しくはコミュニティ活動の推進又は専門性が著しく高いサービスの提供が図られること。 (5) 当該民間団体等が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること。

【備考】

- 提案できない市民サービス（第4条第2項関係）については、審査委員会より以前に市が事前審査を行い、その結果について審査委員会に意見を問う形で審査し、提案する市民サービスが満たすべき基準（第5条関係）については、これまでどお

り、審査委員会において審査する。

- 提案する市民サービスが満たすべき基準（第5条関係）(4)については、市民公益活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者では審査すべき基準が異なるとの観点に立ち、異なる3つの視点を示して、いずれかの条件に該当すれば、基準を充足することとした。
- 提案する市民サービスが満たすべき基準（第5条関係）(5)について、現行の「効果的」の表現については、(2)のサービスの質的向上の基準と区別しづらいため、(2)に集約することとする。なお、「効率的」については、単なるコスト縮減を指すだけでなく、手続きの簡素化など効率的なサービス提供といった視点も包含することとする。
- 原則として、第5条(1)～(6)の全ての基準を満たすことを、採択の条件とする。
- 基準ごとの評価方法については、現行では「基準充足有り」「無し」の二択であるが、ポイント制（例えば5～1点の五段階で評価）の導入等も含め、再検討を行う。

② 審査基準ごとの審査に係る視点（審査委員が記入するシートの記載内容）

- 審査会において審査委員が記入するシートには、満たすべき基準ごとに「当該基準の審査に係る視点」が示されている。この視点について、審査基準の改正も反映した上で一部改正する。
- 改正案について、表2に示す。

表2 「審査に係る視点」の改正案（現行との対照表）

現行	改正案
ア 公益性が担保されていること。 ・当該団体の利益を追求する事業となっていないか	（提案できない市民サービスではないことの確認） 次の要綱第4条第2項各号に係る市長の意見が適切であること。 ・法令等により職員が直接実施しなければならないものではないか ・公権力の行使に関するものではないか ・市の政策立案等に関するものではないか ・公益性が担保されているか

現行	改正案
<p>イ 市長と民間団体等の役割分担が適切であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等において直接市が実施しなければならないものではないか ・公権力の行使に関わるものではないか ・市の政策決定等の意思決定に関わるものではないか <p>ウ 市民サービスの質などの向上が図られること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度を向上させたり、事業効果を高めるものとなっているか。 <p>エ 当該民間団体等において市民サービスを実施する体制等が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの配置が適切になされているか ・事業を安定的に行うための資金を有しているか 	<p>(満たすべき基準の審査)</p> <p>ア 市長と民間団体等の役割分担が適切であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画における協働体制は適切か ・市の担当課に期待される役割は適切か <p>イ 現状より市民サービスの質等の向上が図られること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ・民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容であるか ・受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか <p>ウ 当該民間団体等において市民サービスを実施する体制等が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の活動実績を有しているか ・スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ・会計処理、個人情報保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ・事業を安定的に行うための資金を有しているか

現行	改正案
<p>オ 市民参画条例に規定する市民参画、協働又はコミュニティ活動の推進が図られること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民がまちづくりに関わるようになっているか 	<p>エ 市民公益活動団体、コミュニティ運営協議会又は民間事業者の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働若しくはコミュニティ活動の推進又は専門性が著しく高いサービスの提供が図られること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働」の推進が期待できるか ・「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ・「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか ※特に民間事業者においては、この視点を満たすことが望ましい。
<p>カ 当該民間団体等が実施することで、より効果的及び効率的な行政運営が推進できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のコストと比べて安価になっているか 	<p>オ 当該民間団体等が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と比較しコスト縮減が期待できるか ・サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ・手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか

③ 提案団体の提出様式と、審査基準の明確な整合性の確保

- 提案団体が、①で定めた改正後の審査基準の項目に対し、提案する事業がどうであるかを提出様式に明示し、説明するようにするため、様式の一部を改正することとする。
- 詳細については、平成22年度の募集要項作成時に事務局が案を作成する。

④ 審査委員会における審査の手順

- 提案団体のプレゼンテーション及び担当課からの意見聴取を行う前に、審査委員による事前の勉強会を開催し、各提案に対する理解を深め、また必要に応じ、提案

団体、担当課等に追加書類の提出等を求めることとする。

- 詳細については、平成 22 年度において事務局が案を作成する。

市民参画等推進審議会の提言を受けての今後の対応について(案)

種別	内容	対応
市民参画	1. パブリック・コメント (1) 市民が自宅で読める貸出用資料の作成・貸出 (2) 広報紙への掲載方法の改善 (3) 概要版の作成 (4) 担当部署による説明会等の開催 (5) 1年度間に予定されている案件の広報紙等への掲載 2. 審議会 (1) 市民公募委員 ①市民公募委員に対する事前学習会の開催 ②委員向け審議会の役割・流れ等をまとめたマニュアルの作成・活用 ③職員向け事務マニュアルの作成・活用 (2) 会議の進め方 ①会議資料の事前配布 ②ワークショップ等を活用した議論の活性化	※パブリック・コメントにおける改善点については、可能なものから先行して実施中 ①市民活動交流室で「市民参画事務マニュアル(仮称)」を作成…8月～9月 ②幹事会でマニュアル協議…9月 ③本部会に上程…9月下旬 ④職員説明会…10月 ⑤実施…10月以降
協働	1. 人的サポートの充実 (1) 市民活動交流室でのコーディネート充実 (2) 団体と担当課との連携 (3) 相談、アドバイザーによるサポート 2. 情報提供の充実 (1) インターネット等の充実 (2) 広報紙等で協働の意義のPR (3) まつり等、市民同士の交流の場の充実 (4) コミュニティ・センター等での情報提供の充実 3. 団体間のネットワークの充実 ①市民活動団体のネットワークの場の拡充 ②コミュニティへの情報提供の充実 4. 協働に関する職員の意識啓発	①市民活動交流室を中心に関係各課と連携しながら推進 ②中間支援組織「むなかた市民フォーラム」と連携して実施 ③2(1)については、7月1日に市民活動交流館HP開設済 ④4については、8月に職員研修実施
市民サービス協働化提案制度	満たすべき基準等の見直し	平成22年度募集要項で対応済

協働に関する職員研修の実施について

宗像市協働のまちづくり推進本部として、今年度、重点的に取り組む事項として位置付けられた職員研修を下記のとおり実施する。

1. 目的：

宗像市市民参画等推進審議会が作成した提言「市民参画・協働のさらなる推進に向けて」にもあるとおり、協働に関する職員の意識啓発の必要性が指摘されているため、協働に関する職員研修を実施し、協働の意義、効果等について学ぶ。

2. 対象者：係長級職員及び受講を希望する一般職職員

3. 講師：

- 加留部貴行（かるべたかゆき）氏
- *九州大学統合新領域学府 特任准教授
- * (特活) 日本ファシリテーション協会 フェロー

4. 協力団体

市内の市民活動団体間の連携促進、支援等を目的に活動している中間支援組織（市・市民活動団体・コミュニティ運営協議会等をつなぐ活動を行う組織）である「むなかた市民フォーラム」に協力を求めながら、実践的な研修を行う。

5. 内容及び進行：

(1) 協働の意義・・・50分程度

まちづくりを進めるに当たって、なぜ協働が必要なのか、その意義について講師による講義形式で学ぶ。

(2) 協働の事例発表・・・10分程度

市民サービス協働化提案制度で実施している団体が、協働の事例を発表し、協働の効果等について、協働の相手方である市民活動団体から生の声を聴く。

(3) ワークショップ・・・1時間30分程度

上記(1)、(2)を踏まえ、グループ内で「協働について、これから職員として必要なこと」を考えるとともに、参加した職員間で共有を行う。また、最後に講師が全体的な総括を行う。

なお、各グループに「むなかた市民フォーラム」メンバーに加わってもらい、市民活動団体の活動状況の情報提供、議論の促進等の図りながら、これからの協働を市民とともに考える場とする。

6. 日時・場所

	日時		場所
1	8月 6日(金)	9:15~12:00	市民活動交流館(メイトム宗像) 結工房
2	8月 6日(金)	14:00~16:45	市民活動交流館(メイトム宗像) 結工房
3	8月17日(火)	14:00~16:45	市民活動交流館(メイトム宗像) 202会議室
4	8月24日(火)	14:00~16:45	市民活動交流館(メイトム宗像) 結工房

7. 研修の申込み

申込方法については、全庁OA新着情報にて掲載中。申込みは、庁内ネットワーク 3002 人事課 POST 内>★職員研修★>協働職員研修 に7月28日(水)までに入力すること。